

平成27年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成27年2月24日 午前10:00

○散 会 午後 3:27

○出席議員（19名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌次郎
20 番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 兼新庁舎建設室長 幸 村 公 明
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教育部長 兼教育総務課長 菅 原 一	会計管理者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 (部長待遇) 関 谷 良 広
総 務 課 長 小 玉 優 子	企画政策課長 栗 山 隆 昌
財 政 課 長 菅 原 剛	税 務 課 長 藤 原 久 基
市 民 課 長 門 間 正 博	追分出張所長 三 浦 喜 博
課 長 待 遇 クリーンセンター長 今 井 祐 一	高齢福祉課長 畠 山 靖 男
健康推進課長 嗟 峨 司 子	産 業 課 長 小 玉 隆
都市建設課長 渡 部 智	上下水道課長 菅 原 靖 仁

学校教育課長	工藤素子	幼児教育課長	佐々木雅輝
生涯学習課長	川上裕隆	スポーツ振興課長	村山久尚
選挙管理委員会・ 監査委員事務局長	児玉正生		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤清孝	議会事務局次長	鈴木整
--------	------	---------	-----

平成27年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成27年2月24日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、議会改革推進会議委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針）
- 日程第 5 議案第 2号 潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（案）について
- 日程第 6 議案第 3号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 4号 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について
- 日程第 8 議案第 5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 6号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 10 議案第 7号 潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 11 議案第 8号 潟上市情報公開条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 12 議案第 9号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 10号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 潟上市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 潟上市保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 潟上市地域防災計画の見直し（案）について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 7 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について

- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号) (案) について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れ
について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れにつ
いて
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り
入れについて
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度潟上市下水道事業特別会計予算 (案) につい
て
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算
(案) について

- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 5 0 発議第 1 号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 1 請願第 1 号 T P P 交渉に関する請願
- 日程第 5 2 請願第 2 号 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第 5 3 請願第 3 号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願
- 日程第 5 4 陳情第 2 5 号 「集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書
- 日程第 5 5 陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 日程第 5 6 陳情第 2 号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情
- 日程第 5 7 陳情第 3 号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情
- 日程第 5 8 陳情第 4 号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書
- 日程第 5 9 陳情第 5 号 沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める陳情書

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成27年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、14番佐藤義久議員、15番児玉春雄議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの18日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略しますが、佐藤敏雄議員から2月23日付をもって議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、議長において同日付で許可しましたので、その旨報告致します。

次に、議会運営委員長の報告を行います。3番佐々木議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、2月16日、提出予定議案、会期日程等を議題とし、委員、正副議長、当局からの説明員として、副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。また、2月20日、一般質問、請願・陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を

議題として、委員、議長の出席のもとに開催をしております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第2号及び第3号の条例制定（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第4号、条例制定（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第5号の条例制定（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第6号から第8号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第9号から第11号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第12号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第13号の条例制定（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第14号及び第15号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第16号及び第17号の条例廃止（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第18号の地域防災計画の見直し（案）については、本日の本会議にて審議を致します。議案第19号及び第20号の指定管理者の指定については社会厚生常任委員会へ付託、議案第21号から第30号の補正予算（案）については所管の常任委員会へ付託、議案第31号から第33号の各特別会計への繰り入れについては産業建設常任委員会へ付託、議案第34号から第45号の当初予算（案）については所管の常任委員会へ付託、議案第46号の市道路線の認定及び変更については産業建設常任委員会へ付託という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

請願・陳情については、お手元に配布の請願・陳情文書表のとおり、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。議会運営委員会で抽選の結果、2月26日、木曜日の1番目に8番藤原典男議員、2番目に3番佐々木嘉一議員、3番目に9番西村武議員、4番目に17番伊藤正吉議員、2月27日、金曜日の1番目に12番菅原理恵子議員、2番目に4番小林悟議員、3番目に14番佐藤義久議員となりましたので、宜しくお願いを申し上げます。

常任委員会審査について申し上げます。

各常任委員会審査は、各常任委員会とも3月2日、月曜日の午前10時からの開催と致します。

発議について申し上げます。

議会委員会条例の一部改正（案）が発議されております。本日の案件として、本会議にて審議を行います。

議会改革推進会議について申し上げます。

委員長より、これまでの経過等についての報告の申し出があります。諸般の報告で取り扱いを致します。

以上、議会運営委員会からの報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 議会運営委員長の報告を終わります。

次に、議会改革推進会議委員長の報告を行います。6番藤原議会改革推進会議委員長。

【議会改革推進会議委員会の報告】

○議会改革推進会議委員長（藤原幸雄） 皆さん、おはようございます。

私から、潟上市議会改革推進会議委員長の報告を致します。

潟上市議会基本条例第21条に基づき設置されております潟上市議会改革推進会議は、男鹿市への行政視察を含め6回開催しておりますので、これまでの経緯と今後の方向についてご報告を致します。

本推進会議に引き継ぎされている事項は、次の10項目であります。

- ①議会基本条例の運営及び検証について
- ②議会基本条例の啓発について
- ③議員間の自由討議について
- ④他議会との交流及び連携のあり方について
- ⑤政策協議会について
- ⑥議会申し合わせ事項の確認について
- ⑦予算・決算特別委員会設置検討について
- ⑧通年議会設置検討について
- ⑨議員定数について
- ⑩議員報酬について、であります。

いずれも重要な検討事項であり、改革にあたっては議員間の話し合いや議会と市当局との協議が必要なものなど、多岐にわたっております。

このような中、本推進会議では、①の議会基本条例の運営及び検証については、先進地を参考にチェックリストを作成することとしております。②の条例の啓発については、

市議会だより（広報）やホームページ等で知らしめていくこととしております。④の他議会との交流及び連携のあり方については、今年1月23日に男鹿市議会へ行政視察を行っております。男鹿市では、昨年6月に会派の会長・幹事長で構成する「議会改革検討委員会」を設置しており、このたびは「議会改革の現状について」意見交換をしております。男鹿市は、会派からの提案を検討委員会にあげるボトムアップ方式で行っておりますが、本市では推進会議で内容を検討し、逆に会派に下ろして意見を聞き、その後、全体で論じるという方法で行うことを確認しております。

今後の方向としては、テーマを絞り協議することとし、当面は次の2つを重点事項として検討することと致しました。

1つ目は、議員間の自由討議であります。このことは、議会基本条例第2条、第3条及び第10条に定められております。また、議会は議員の合議制をもって形成されるものであり、合議制は討論を通して賛否が決まります。そのためにも、議員間の自由討議は必要不可欠であると考えております。

なお、実施にあたっては6月定例会を目処としており、議会改革案がまとまり次第、全員協議会を開催し協議したいと考えております。

運用方法については、別紙のとおりでございます。

2つ目は、予算・決算特別委員会の設置についてであります。予算・決算の議案は、不可分であって2以上の委員会で分割審査すべきでないと解されております。他市の状況を見ると、予算を分割付託しているのは13市の中で本市を含め8市で、決算を分割付託しているのは潟上市のみでありました。

このような現状を踏まえ、本推進会議では今年の9月定例会での特別委員会の設置を目指し協議を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上、議会改革推進会議の委員長報告と致します。

平成27年2月24日

潟上市議会改革推進会議 委員長 藤原幸雄

以上でございます。

○議長（伊藤栄悦） 議会改革推進会議委員長の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告（施政方針）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、市長より行政報告（市長施政方針）の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

平成27年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と平成27年度予算編成の概要を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

<基本姿勢>

平成27年度の経済見通しについて、政府では「緊急経済対策など各種政策の推進や政労使の取り組みなどにより、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環がさらに進展するとともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる」としております。（平成27年1月12日閣議了解）

我が国経済は緩やかな回復基調が続いているとは言えるものの、地方へ経済成長の成果が広く行きわたり、経済の好循環が確立されたものとは思っておりません。しかし、どのような経済情勢下にあっても市民の皆様の生活基盤をしっかりと支えていくことが重要であり、それが行政に課せられた最大の使命であると認識しております。

安倍政権では、最重要政策に「地方創生」を掲げており、人口減少の克服や地域経済活性化の基本理念を定めた「まち・ひと・しごと創生法」を制定したのに始まり、昨年末には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定するなど、地方創生への取り組みを加速させております。首都圏への一極集中の是正や地域の活力を取り戻す仕組みづくりなどでさまざまな政策の提案はあるものの、地方の再生は長年の懸案であり、成果を出すのは非常に難しいのも現実であります。

27年度は地方版の「人口ビジョン」と「総合戦略」の策定が本格化致します。本市においても地域の特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、国・県と一体となって人口減少克服・地方創生を実現していくべく、一層の努力をしてまいり所存であります。

また、本市「総合発展計画」は、27年度が10年間の基本構想と5年の後期基本計画の最終年度を迎えます。これまでの検証や社会経済情勢の変化と今後の見通しを踏まえ、28年度を初年度とする次期総合計画の策定を進めてまいります。

この3月、市制を施行してから10年の歳月が経過致します。成長期から発展期へと潟上市が変貌を遂げることができるよう、今後も市民の目線に立ち、「安全」「安心」

「安定」を基本としたまちづくりに誠心誠意取り組んでまいります。

＜当面する行政課題への取り組み＞

1. 市役所庁舎整備事業について

現在建設中の新庁舎は、間もなく完成の時を迎えます。

4月29日には新庁舎建設工事竣工式を兼ねた市制施行10周年記念式典を執り行い、連休明けの5月7日には新庁舎での業務を開始致します。

この新庁舎建設の基本コンセプトは、「市民に分かりやすく親しみやすい庁舎」であります。市民の皆様の利用が多い窓口部門を1階と2階に集約するとともに案内機能を充実させ、利便性の向上を図っております。また、災害発生時には防災拠点となるよう耐震性を確保するとともに、各種防災対策を充実させております。さらに設備面では、正面玄関から車椅子用駐車場までの融雪に活用できる地中熱融雪装置を設置し、環境や障がいがある方へ配慮した「人と環境に優しい庁舎」となっております。

新庁舎完成を契機として全職員が一丸となり、より効率的な行政運営に努めるとともに、市民の皆様が親しまれる庁舎となるよう、これまでも増して市民の目線に立ったきめ細かな行政サービスに努めてまいります。

また、新庁舎移行後の旧庁舎の利活用についてであります。昨年11月の議会全員協議会で利活用計画案をお示しし、議員各位をはじめ市民の皆様からさまざまなご意見を賜っております。

旧庁舎の活用方法につきましては、周辺にお住まいの方、事業者などの方々に影響を及ぼすことになることから、慎重に検討を重ねているところであります。

今後さらに議会や市民の皆様のご意見に耳を傾け、ご相談を重ねながら利活用計画を成案とし、旧庁舎周辺の整備を含め進めてまいります。

2. 市制施行10周年記念式典について

来る4月29日、天王総合体育館において、「市制施行10周年記念及び新庁舎竣工式典」を挙行致します。なお、式典の前には新庁舎において神事が執り行われることとなっております。

新市誕生からの10年の歩みを振り返り、それぞれの地域固有の歴史、文化、伝統のもとに今日の潟上市があることを再認識するとともに、次なる10年に向かって、より発展していくことを市民の皆様とともに誓い合いたいと思っております。

3. 地方創生への取り組みについて

昨年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国では人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、まち・ひと・しごとの創生に総合的に取り組むこととしております。創生法では、国・県の総合戦略を勘案し、市町村も総合戦略を策定することが義務とされており、本市においても「人口ビジョン」及び「総合戦略」を27年度中に策定し、国・県と一体となり、取り組みを進めていく必要があると考えております。

4. 旧八郎潟ハイツ跡地の活用について

旧八郎潟ハイツ跡地の活用につきましては、防災基地機能と健康増進、また、交流・研修の場としての機能を有する施設の整備を基本コンセプトに検討を進めております。

この事業の財源の一部として県の「あきた未来づくり交付金」の活用を考えておりますが、プログラム採択要件のハードルが高いため、県との協議に時間を要しております。

旧八郎潟ハイツは地域のシンボルであったことに加え、広域的に活用されていた実績もあります。こういった視点を継承しつつ、地域の方々から末永く愛され、活用される施設となるよう目指してまいります。

5. 公共交通の充実について

民間バス路線廃止に伴う代替措置として運行しているマイタウンバス事業は、新庁舎の開庁に合わせ現在の路線を見直し、新たな交通体系に再編致します。今回の再編では、市民のニーズに即した新庁舎までのアクセス確保と新たに飯田川地区へも乗り入れることとしたことから、バス車両を1台購入し、計4台で運行する計画でおります。

また、豊川の株山・真形・草生土地区で26年4月より実証運行しております「デマンド型乗合タクシー」は、利用者からは大変好評であります。26年12月までの平均稼働率は36%と予想を下回る結果でありました。27年1月に開催した「潟上市地域公共交通会議」でこの実績を検証した結果、冬期間の利用実態を把握する必要があることから、実証運行を1年間延長することと致しました。今後も地域にとって必要不可欠な交通手段として定着するよう、多くの利用を呼びかけてまいります。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、今後の本市における望ましい公共交通のあり方を定める必要がありますので、「潟上市地域公共交通網形成計画」の策定に取り組んでまいります。

大久保駅舎の改築につきましては、これまでJRと潟上市との合築駅舎として整備できるよう協議を重ねてまいりました。現在は、設計まで終えており、駅舎は「明るくて、清潔感があって、温かい空間」をイメージしたものとなっております。27年度事業として駅舎改築工事と駐車場整備を計画しており、利用者、特に女性から要望されておりましたトイレの改修にも目処がついたものであります。

なお、羽後飯塚駅舎は27年度に設計を行い、28年度に改築工事に着手できるよう、引き続きJRと協議を進めてまいります。

6. 防災・減災対策について

潟上市地域防災計画については、災害基本法に基づき国の防災基本計画、県の地域防災計画の見直しに準拠して、25年度から全面的な見直しに取り組んでまいりました。

計画の見直しにあたっては、市民の皆様や関係者から貴重なご意見をいただいたほか、潟上市防災会議での協議を経て計画案を策定しております。本定例会には、「潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例」の規定により、「潟上市地域防災計画の見直し（案）について」の議案を提出しております。

本計画に基づき、本市で発生する災害等に関しては予防・応急及び復旧・復興等の対策について定め、市民の生命・財産を災害から守り、安全で安心なまちづくりを目指してまいります。

7. 空き家対策について

市では、空き家の所有者等に対する管理責任を明確にするため、空き家対策に特化した「潟上市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し対応しております。26年度に実施した調査の結果、空き家は前回調査より約3割増加している状況にあります。

今後も増加傾向は続くものと予想していることから、更なる対策の一環として、市単独による空き家の解体撤去に向けた補助事業を実施致します。本事業は、条例に基づく助言・指導、勧告または命令の対象となった、個人が有する危険度の高い空き家の解体撤去費に対して、60万円を限度額として県内で唯一、該当工事費の60%を補助するものであります。この制度により空き家の解体を促し、周辺住民及び地域の安全確保を図ってまいります。

8. 成人保健事業について

成人保健対策につきましては、27年度も引き続き地区組織と連携を図りながら、特定健診、各種がん健診の検診の受診率向上に向けて取り組んでまいります。

27年度の新規事業として、集団早朝健診時に、県内初となる血液検査による「ピロリ菌検査」を自己負担なしで実施し、胃がんや胃潰瘍発症の予防につなげてまいります。また、65歳以上の無料結核検診を胸部総合検診とし、結核と肺がんが一度にわかる検診として実施致します。さらに、子宮頸がん・卵巣腫瘍検診で精密検査が必要になった人に対して、精密検査費用のうち、上限3,000円を助成致します。

地区におきましては、市民一人ひとりが健康寿命の延伸を目指し、個々に合った健康づくりの発見や、地区での取り組みが展開できるよう、健康教室等の開催を自治会、地区保健会等に働きかけてまいります。

9. 農業振興について

政府は26年11月、26年産米等への対応についての緊急対策として、当面の資金繰り対策及び米価が下落した際に収入を補填する保険的制度、いわゆるナラシ対策の運用改善、主食用米以外の作物の推進対策等を示しました。

また、昨年12月に閣議決定された経済対策では、米価下落への対策を含めた農業者への支援を行う「稲作農業の体質強化緊急対策事業」により、主食用米の生産コストの低減に新たに取り組む農業者を支援する事業が措置されたところであります。

26年産米については、県中央部の作況指数は「104」の「やや良」で豊作となったことは喜ばしいことでありましたが、米の概算金については大幅に下落し、農業者の皆様には大変な打撃となっております。

26年産米につきましては、全国的な豊作基調により需給が増加しており、27年産米の全国の生産数量目標は前年比1.8%減の751万トンとしておりましたが、本市には3.6%ト減の1万276トンが配分されたところであります。

米に偏った生産構造から複合型への転換や生産コストの低減に向けた取り組みを推進するため、国・県の補助事業や市単独の「潟上農業生産力向上事業」、26年度から導入した「潟上市水稻直播条件整備事業」等を活用し、6次産業化も視野に農業の構造改革を進めてまいります。

なお、30年産米からは行政による生産数量目標の配分は行わないこととなっておりますが、27年度については、新たな米政策のもとで生産調整が進められることから、大豆・非主食用米・野菜・花き等を組み合わせた転作の推進を図ってまいります。

10. 企業誘致等の推進について

企業誘致につきましては、秋田県全体として低迷が続いている状況にありますが、東

京の県企業立地事務所派遣職員の派遣期間を延長し、引き続き首都圏における企業関連情報の収集と本市の特性のPRに努め、社会情勢を的確に見極めながら粘り強く誘致活動を展開してまいります。

また、27年度から新たに「潟上市就業資格取得等助成金」を新設することとし、就業機会を得るために必要な技術習得及び資格取得研修等に対して必要経費の2分の1、最大10万円を助成することとしております。これにより、市内に在住する求職者等の資質向上及び雇用機会の拡大が図られるものと考えております。

11. 教育委員会制度の改正への対応について

27年4月1日より施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、これまでの教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」を置くとともに、市長が招集する総合教育会議において教育施策について協議するなど、教育に関する責任の明確化が図られることとなります。

本市においては、教育長の残任期間があることから旧法が適用されるため、この4月から新教育長に移行することはありませんが、教育に係る大綱を整備するなど、法改正に伴う組織や施策の見直しを計画的に進めてまいります。

12. 芸術文化活動の振興について

市民が芸術文化に親しむ機会の拡充や、伝統文化の継承、発展など魅力ある芸術文化活動を進めるため、文化活動団体と協働し文化祭や音楽祭などの開催を通じて、市民の自主的な芸術文化活動を促進してまいります。

27年度は、昨年開催した国民文化祭を記念し、新たな芸術文化事業として本市の名誉市民である中村征夫氏プロデュースによる「潟上写真展」を企画・実施致します。潟上の豊かな自然と伝統文化などを再認識する機会とし、更なる芸術文化の振興に努めてまいります。

また、郷土の偉人・石川理紀之助翁が今年、生誕170年（没後100年）を迎える記念の年にあたることから、石川翁の功績を顕彰しつつ、その教えを県内外に発信するため記念事業を実施致します。事業内容につきましては、石川翁顕彰会等の関係団体と連携しながら、記念式典の開催や石川翁とゆかりのある宮崎県都城市山田町との中学生交流事業などを計画しております。

13. 国の緊急経済対策への対応について

昨年末の衆議院選での与党圧勝を受け、安倍首相は物価動向や消費に関する地域の実

情に配慮しつつ、地域の消費喚起など経済の脆弱な部分に、スピード感を持つて的を絞った対応をすることなど、経済対策についての指示を出しております。その後、経済を下支えするための対策の目玉として、地方自治体向けの「地域住民生活等緊急支援のための交付金」などを盛り込んだ26年度補正予算を今国会で成立させております。

国では、地域における消費喚起に直接効果のある事業として、プレミアム付き商品券の発行等が推奨されており、本市においても関係機関と協議した結果、市商工会で実施している商品券発行事業を拡充実施し、この交付金を充てることと致しました。

今回に限り商品券の発行額は3億円とし、2割のプレミアム分を上乗せし、過去最高の総額3億6,000万円とすることとしており、26年度補正予算に市商工会への補助金を前倒しで計上し、27年度へ繰り越して事業を実施致します。市民の消費拡大を喚起する起爆剤となり、地域の景気改善につながることを期待しております。

なお、この他に「地方創生先行型」交付金も創設されており、本市では、「地方版人口ビジョン」の策定にあたって必要となる若者の結婚に関するニーズ調査と、「地方版総合戦略」の策定に関する経費や道の駅改修に関する経費を26年度補正予算に前倒しで計上し、27年度へ繰り越して実施したいと考えております。

<平成27年度予算編成について>

国の平成27年度予算は今年1月14日に閣議決定されております。「経済の好循環」を確かなものとし、全国津々浦々にまで景気回復の実感を行きわたらせ、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げる予算であると説明しております。一般会計の歳出総額は2年連続で過去最大を更新しております。新規国債の発行額は26年度を下回り、財政再建にも配慮したものとなっております。

また、地方自治体のマクロベースでの財政見通しである地方財政計画は85兆2,700億円で、前年度比1兆9,100億円、2.3%増となっておりますが、このうち政策的経費である地方一般歳出は69兆3,200億円で、前年度比1兆5,700億円、2.3%増となっております。

地方交付税は16兆7,548億円で、前年度比1,307億円、0.8%減となっております。

本市の予算では、合併時からの最大の懸案事項でありました市役所庁舎整備事業が最終年を迎え、開庁へ向けた移転や機器の移設作業を行うほか、市民の安心・安全の確保に重点を置き、公共交通環境の整備や幹線道路網整備など市民生活に身近なインフラ整備を実施致します。また、市制施行10周年記念及び新庁舎竣工式典も計画しております。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ145億6,400万円で、26年度当初予算と比較して40億9,600万円、22.0%減となっております。これは庁舎建設事業が一段落したことが主な理由であります。

主な新規事業は、妹川浜集会所整備事業3,348万5,000円、大久保駅舎整備事業1億1,723万6,000円、羽後飯塚駅舎整備事業（実施設計）561万6,000円、市制施行10周年記念及び新庁舎竣工式典979万9,000円、マイタウンバス購入2,008万8,000円、地域公共交通網形成計画策定事業1,520万7,000円、ピロリ菌検査事業129万6,000円、空き家解体費補助事業120万円、市道天王大久保線舗装補修事業2,900万円、沖田台橋補修事業2,050万円、松湊橋補修事業2,150万円、消防積載車ポンプ更新事業1,260万円、羽城中学校大規模改修事業4億3,001万3,000円、飯田川小学校大規模改修事業（実施設計）1,576万8,000円であります。

また、主な継続事業は、市役所庁舎整備事業1億1,930万円、多面的機能支払交付金事業1億2,752万4,000円、水産物供給基盤機能保全事業7,100万円、新庁舎周辺道路整備事業5,400万円、市道大豊小学校線改良事業1億4,200万円、市道大清水下谷地線改良事業7,600万円、除雪関連経費1億2,110万円、住宅リフォーム補助事業3,900万円、防災行政無線デジタル化事業1億9,651万円であります。

次に、特別会計及び企業会計につきましては、10の特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は106億4,766万8,000円で、26年度当初予算と比較すると、8億4,294万8,000円、8.6%増となっております。

このうち社会保障関係の3特別会計予算総額は、83億5,860万1,000円となっております。

下水道関係の3特別会計予算総額は13億6,319万7,000円で、主な事業は、蒲沼地区の下水道整備事業で引き続き管路整備を実施し、下水道の普及促進に努めるものであります。

水道事業会計歳出予算総額は、収益的支出5億5,526万4,000円、資本的支出3億6,781万5,000円で、昭和浄水場の非常用発電機設置事業を実施するものであります。

<未来に続くまちづくり>

日本海に面した天王砂丘群の松林や出羽丘陵の緑豊かな山並み、八郎湖に向かって広がる田園風景に囲まれた豊かな自然環境と、県都に隣接している良好な生活環境を併せ持つ本市は、理想とする市の将来像に「生き生きかたがみの夢づくり 一人ひとりが輝

く「ひとと環境に優しい田園都市」を掲げております。私は、この豊かな自然環境を維持しつつ、人と環境に配慮しながら市民の皆様が活力と喜びを実感し、明日への夢と希望の持てる個性豊かなまちづくりをこれまでの10年間で進めてまいりました。

折しも、次なる10年へ向かって歩み出すこの節目の年に、新庁舎が完成致します。この新たな住民サービスの拠点を核として、今後も市民一人ひとりの生き方を尊重しつつ、市民・議会・行政が手を携え協働しながら、まちづくりの力を結集させていく考えであります。

私の一貫した政治姿勢は、現場主義を旨とした「市民の目線にたった行政運営」にあります。先に申し述べました施策等を積極的かつ着実に推進することが、私に課せられた最大の使命であることを認識し、その時々で議会の皆様とご相談しながら柔軟に判断し、「できること、できないこと」の説明責任を果たし、職員共々、毅然かつ真摯に取り組んでまいります。

以上、市政運営における所信の一端と主要施策等について申し述べましたが、議会並びに市民各位には今後とも格別のご支援とご指導を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の施政方針と致します。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これで行政報告を終わります。

【日程第5、議案第2号 潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（案）について 及び 日程第6、議案第3号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第5、議案第2号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（案）について及び日程第6、議案第3号、潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（案）についてを一括議題とします。

議案第2号及び議案第3号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。
菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） おはようございます。

第1回潟上市議会定例会提出議案についてご説明を申し上げます。

提出議案書の1ページをお開き願います。

議案第2号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（案）について。

潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を次のように制定するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男であります。

提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法の規定に基づき、本市の特定教育・保育施設等の利用者負担を定めるため、条例を制定するものであります。

2ページにまいりまして、条例案でございます。

第1条は、趣旨です。子どものための教育・保育に関する利用者負担額に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条は、利用者負担額です。支給認定保護者の属する世帯の所得の状況を勘案して市町村が定め、その額は政令で定める額を限度とし、規則で定めるとしております。

第3条は、利用者負担額の減免について規定してあります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則の第5項、潟上市立幼稚園条例の一部改正及び第6項、潟上市保育所条例の一部改正につきましては、いずれも潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例案に規定されていることから、関係部分を改正するものであります。

なお、参考資料の2ページ・3ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参考ください。

続きまして、提出議案書の4ページをお開き願います。

議案第3号、潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（案）について。潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男であります。

提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法第87条の規定に基づき、本市の子どものための教育・保育給付等に係る過料に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

5ページをお願い致します。

第1条は、趣旨です。子ども・子育て支援法第87条の規定に基づき、過料を科すことに関し必要な事項を定めると規定してあります。

第2条は、過料です。保護者等が子ども・子育て支援法に規定する報告若しくは物件を提出しない場合、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をした場合、又は当該職員の

質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合など、10万円以下の過料に処することを規定しております。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（伊藤榮悦） 議案第2号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第3号、潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第7、議案第4号 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について】

- 議長（伊藤榮悦） 日程第7、議案第4号、潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

- 福祉保健部長（鈴木 司） 議案の6ページをお開きください。

潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）についてであります。

潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように制定するものであります。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男です。

提案理由です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係

法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次のページ、お願いします。この条例案については、議案の7ページから24ページとなっています。

この条例案についてですが、これまで厚生労働省令で定めるとされていた介護予防支援事業、地域包括支援センターの基準等を各自治体が条例で定めることとされていたので、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、従うべき基準と同じく基準を参酌とするもの、参酌すべき基準を項目ごとに整理し、本市の基準を条例で定めるものであります。

なお、本市においては、平成19年4月1日に地域包括支援センターを指定介護予防支援事業所として指定しており、要支援者に係る介護予防サービス計画を作成しております。

この条例案の構成であります。条例は第1章から第6章までの構成となっております。

第1章は総則で、趣旨、基本方針、事業者の指定に係る申請の要件について規定しております。

第2章は人員に関する基準でありまして、指定介護予防支援事業所における事業者の員数、管理者についての規定であります。

第3章は運営に関する基準でありまして、指定介護予防支援サービスの提供に際して利用者等に対する説明、同意を規定し、第30条、記録の整備では、指定介護予防支援事業者が作成した記録のうち、苦情の内容等の記録及び事故に関する記録については、厚生労働省令では2年ありますが、市の返還請求権の期間と整合性を図るため、保存年限を5年とする独自基準を設けております。

第4章は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で、指定介護予防支援の基本的扱い方針や具体的取り扱い方針を定めております。

第5章は基準該当介護予防支援に関する基準で、基準該当介護予防支援事業についても準用する旨の規定であります。

この条例で本市が独自に定める内容は、第30条の記録の保存年限のみで、その他の条文については厚生労働省令と同じ内容となっております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第8、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第8、議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案書の25ページをお願い致します。

議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の関係部分を改正するものであります。

26ページであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の主な内容であります。第1条は潟上市公告式条例の一部を改正するものであります。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条項ずれを改正するものであります。

第2条は、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。これは、この法律の一部改正により教育委員長職が廃止されたことに伴い、教育委員会委員の区分の「委員長」を削るものであります。

第3条及び第4条は、一般職であった教育長が特別職に変更されることに伴い、新たに特別職に教育長を追加するものであります。

27ページをご覧ください。

第5条は、潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正するもので、

これは、教育長の給与等の条例の根拠規定であった教育公務員特例法第16条が削除されたこと、また、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項が新設されたことに伴い、教育長の勤務時間など服務規程を定める必要があるため、改正するものであります。

この条例は平成27年4月1日から施行するものですが、経過措置と致しまして、現教育長の教育委員会委員としての任期中に限り、改正前の条例の規定を適用するものであります。

これで説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第9、議案第6号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第11、議案第8号 潟上市情報公開条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第9、議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第11、議案第8号、潟上市情報公開条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

議案第6号から議案第8号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の29ページをお開き願います。

議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、非常勤特別職の区分に、必要な委員等を加えるため、条例の関係部分を改正するものであります。

30ページであります。非常勤特別職職員の区分に「生活困窮者自立支援調整会議委

員」を追加します。これは、新年度に実施致します潟上市生活困窮者自立支援事業において調整会議を設置し、その委員に対する報酬等を定めるものであります。

また、非常勤特別職職員の区分に「学校歯科医」を追加するものは、これまで学校医に包含して運用していました学校歯科医を、学校保健法の規定に合わせ、改めて明記するものであります。

施行日は、潟上市生活困窮者自立支援事業の実施に合わせ、平成27年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案書の31ページをお願い致します。

議案第7号、潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市行政手続条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政手続法の一部を改正する法律の趣旨に則り、同法と同趣旨の規定を追加するなど条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、参考資料の方をお願い致します。ページは13ページでございますが、13ページの新旧対照表によりご説明致します。

本条例に行政手続法と同様の章及び条を追加するのに伴い、目次を変更するものでございます。また、行政手続法の改正と同じく、本条例中、ひらがな名で記載していた「名あて人」及び「かかわる」を漢字表記に改めております。

参考資料の17ページをご覧ください。

第33条に第2項として、行政手続法と同様に行政指導をする際には、その根拠を示さなければならない旨の規定を追加するものであります。また、新たに第34条の2として、こちらも行政手続法と同様に、行政指導を受けた側がその行政指導が法令に規定する要件に合わないと思われるときは、行政指導の中止を求めることができる規定を追加するものであります。

参考資料の18ページであります。第4章の2として、処分等の求めについて新たに規定しています。こちらも行政手続法と同様に、何人でも法令に違反する事実がある場合には、行政機関に対し処分や行政指導を求めることができる規定を追加するものであります。

参考資料の次のページ、19ページ・20ページは、本条例の改正に伴い、入湯税条例及び国民健康保険税条例中の引用箇所に条項のずれが発生するので、それぞれ附則におい

て改正するものであります。

なお、この条例の施行日は、改正行政手続法の施行日と同じ平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案書の方、ご覧いただきたいと思えます。議案書の35ページをお開き願います。

議案第8号、潟上市情報公開条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市情報公開条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、また参考資料の方に戻りますが、参考資料の22ページの新旧対照表によりご説明致します。

独立行政法人通則法の改正に伴い、特定独立行政法人が廃止となり、同様の身分の者は行政執行法人となること及び条項のずれが発生することから、条例を改正するものであります。

なお、この条例の施行日は、改正独立行政法人通則法の施行日と同じ平成27年4月1日とするものであります。

これで説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 生活困窮者自立支援調整会議の委員と学校歯科医の委員、それぞれ何人が該当するののかということと、あと、生活困窮者自立支援調整会議の中での業務内容についてお伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） お答え致します。

今回、議案第6号の非常勤の特別職の報酬、報酬の項目、2つの委員等に対して項目を新たに追加するものでありまして、今年の4月から生活困窮者自立支援調整会議を開催できるように、その調整会議委員を新たに追加するというのが1つあります。今、その生活困窮者自立支援とはどういうことかというのは、担当課の方からご説明いただ

きたいと思います。

それからもう一つの方は、繰り返しのお話になりますが、今まで学校医に包含して報酬としてお支払いしていた学校歯科医について、このたび、このたびって前からなのですが、学校保健法の規定に合わせ、改めて明記するという、今まで学校医に含めていたものを、学校保健法に合わせ、学校歯科医を別に設けるという内容です。今までの内容とは変わりありませんが、新たにその項目を増やすということで運用していくという形になります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 生活困窮者自立支援に関する報酬の関係ですけれども、この自立支援法については、生活保護に至る前の段階のいわゆる自立支援を強化するという、こういう趣旨でもって法律が施行されていくということで、委員については12名以内を予定しています。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） 学校歯科医についてでございますけれども、学校保健安全法の第23条1項・2項の中に、「学校医、学校歯科医、それから学校薬剤師という者を置くものとする」と規定しております。先ほどの学校歯科医の人数でございますけれども、4名でございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第7号、潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第8号、潟上市情報公開条例の一部を改正する条例（案）について、これから質

疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

これより11時15分まで暫時休憩致します。

午前11時05分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第12、議案第9号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてから 日程第14、議案第11号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第12、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第14、議案第11号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第9号から議案第11号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 議案の37ページをお願いします。

潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男です。

提案理由です。介護保険法第117条の規定により策定した第6期潟上市介護保険事業計画に基づき、条例の関係部分を改正するものです。

平成27年度からの介護保険料を定める必要とともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定による介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施日を定めるものでもあります。

この改正案は、第6期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者保険料の月額基準

額を6,500円として算定し、それぞれの所得段階における保険料年額を条例で規定するものであります。

なお、介護保険法の改正に伴い、標準段階がこれまでの6段階から9段階に見直しが行われております。

参考資料の24ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条、介護保険料率中「平成24年度から平成26年度までの」を「平成27年度から平成29年度までの」に改め、同条の第1号中「3万2,400円」を「3万9,000円」に、月額3,250円。第2号中「3万2,400円」を「5万8,500円」に、月額4,875円。第3号中「4万8,600円」を「5万8,500円」に、同じく月額4,875円。第4号中「6万4,800円」を「7万200円」に、月額5,850円。第5号中「8万1,000円」を「7万8,000円」に、基準額の6,500円です。第6号中「9万7,200円」を「9万3,600円」に、月額7,800円を、それぞれ改め、同条に新たに次の3号を加えます。第7号を「10万1,400円」、月額8,450円。第8号を「11万7,000円」、月額9,750円。第9号を「13万2,600円」、月額1万1,050円とする、保険料率の改正内容であります。

また、次のページの附則についてであります。

平成26年6月に介護保険法が改正され、平成27年4月1日から市が実施する介護予防及び高齢者の総合相談、支援等を行う地域支援事業について、これまでの介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業への移行と、新たに在宅医療、介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業が加えられました。今回の改正に対応するために、新しいサービスの受け皿の確保や、医療機関や介護サービス事業者等との調整に時間を要することから、準備期間を設ける必要があります。このため、附則に介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を規定しております。

第5項は、介護予防・日常生活支援総合事業についての実施時期を、平成29年3月31日の翌日から行うものと規定しております。第6項の在宅医療・介護連携推進事業、第7項の生活支援体制整備事業、第8項の認知症総合支援事業についても、同様に平成29年3月31日の翌日から行うものと規定したものであります。

続いて、議案第10号、40ページです。

潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を次のように改正するものであります。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男です。

提案理由です。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されることに伴い、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

この条例については、41ページから49ページとなっています。

内容説明であります。この地域密着型サービスについては、介護保険法の規定により厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。国では社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に一度、定期的な制度の見直しを実施しておりますが、平成27年度においては本市の条例に関係するものとしてサービスの趣旨を明確化するための総合サービス名称変更や、認知症対応型通所介護等における生活機能の維持向上という基本方針の追加等の指定地域密着型サービス等の人員、設備、運営等に関する基準の見直しが行われ、本年4月1日から厚生労働省令が施行されます。これを踏まえて本市の条例についても、平成27年4月1日施行で一部改正を行うものであります。

改正の主な内容であります。1つには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてであります。これについては、一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、契約に基づいて当該訪問看護事業所に行わせることを可能としております。2つ目に、夜間から早朝までの間にオペレーターとして充てることのできる施設事業所の範囲について、同一敷地内または隣接する施設事業所を追加しております。

2つ目に、小規模多機能型居宅介護であります。介護予防も含むものです。登録定員を29人以下としています。通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能としております。2つ目に、外部評価は運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとしております。

3つ目に、複合サービスであります。1つに、看護小規模多機能型居宅介護に開所しております。2つ目に、登録定員を29人以下としています。通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能としております。

4つ目に、認知症対応型共同生活介護であります。介護予防を含むものであります。ユニット数の標準について、3ユニットまで差し支えないことを明文化しております。

認知症対応型通所介護についてであります。共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、1ユニット3人以下に見直しております。2つ目に、介護保険制度外の利用及び深夜のサービス、宿泊サービスを実施している事業所については届け出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けております。

6つ目に、特定施設入居者生活介護であります。介護予防地域密着型を含んでおります。これについては、事業所が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられておりますが、この要件を撤廃するものであります。

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護についてであります。1つには、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加しております。

などが条文の主な改正になっております。

この条例の施行期日を平成27年4月1日とするものであります。

続いて、議案第11号であります。

議案書の50ページです。

潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものであります。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男です。

提案理由であります。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されることに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

51ページにある条例案についてであります。この条例案についても議案第10号と同様に国の基準の改正に伴うものであり、地域密着型介護予防サービス事業に係る基準の見直しであります。このサービスの対象者は要支援1及び2の認定者であり、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型通所介護が該当しております。この3つの介護予防サービスに係る条文の主な改正内容

になっております。

条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

以上です。

- 議長（伊藤榮悦） 議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。
- 8番（藤原典男） 介護保険条例の改正ということで、今まで所得の段階が6から9と分けられましたけれども、今まで非課税のところの第4段階のところというのは、これで言いますと6になるのかとか、そこら辺、まず一回確認したいと思います。
- 議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。
- 福祉保健部長（鈴木 司） 今回の改正の中で、いわゆる今お話ありました、これまで第5期においては6段階のものを9段階に区分したということ。これについては低所得者へのいわゆる負担の軽減というものがその背景にあるということをご理解いただきたいと思います。お話のあった、いわゆる今までの低所得者対策の分では第4段階まで相当しています。第1段階から第4段階までを、いわゆる低所得者対策ということで区分しております。
- 議長（伊藤榮悦） 8番。
- 8番（藤原典男） それはわかりますけれども、今まで第4段階であったのが、非課税世帯の4のところは6になったのかどうかということをご聞きしたかったわけです。確認として、それでもその非課税世帯のところ4が6になったとすればね、全体的にやはり介護保険料がかなり上がっているということになります。それで、この上げざるを得なかった理由。この3年間の中での利用料、それから利用者数の数、これがやはり影響していると思うんですけれども、そこら辺については、どうしてこういうふうな上げざるを得なかったのか、その背景についてお伺い致します。
- 議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。
- 福祉保健部長（鈴木 司） 保険料が第5期に比べまして1,100円、標準として月額としてアップしています。負担としては20%ちょいということで大変大きいわけですが、この背景にあるものとしては、いわゆる天王地区においての、第5期に入る前に、いわゆるショートステイなり短期入所施設の駆け込みが結構あったという、5事業所でもって178床が増えているということが一つ背景にあります。それから、要支援、要介護者認定の数も増えてきていますし、また、高齢者のその関係での、いわゆる特養の関

係の分でも増えてきているという状況です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） その数の推移についても、3年間の中でどういうふうに移してきたのかということも、まず1年、2年、3年の間で、パーセンテージ、このぐらいこのぐらいと増えてきた関係で、こういうふうな計算にはなったと思うのですが、そこら辺のことについてもちょっとお聞きはしたいんですけれども、まず、かなりの額の値上げになったものですから、これを抑えるために当局としてはどのような努力をしたのかということ、やはり市民はそこら辺聞きたいと思うんですね。やはり一般会計からの繰り入れとか、それから財政調整基金からの繰り入れとかのことも検討はしたと思うんですけれども、私はこれ必要だと思うのですが、そこら辺のことについてはどうなのでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 今、藤原議員言うように、私ども大変この保険料の引き下げという分について何とかできないものかと、大変苦慮もしましたし、各委員会でもそういう意見をいただきました。その中で私どもこう、やはりこの部分に関しては、これまでもやってきましたけども介護予防という部分、この部分をいかにして強化していくのか、ここの部分に尽きるという、こういうことです。前回については、いわゆる財政安定化基金というものを取り崩して市町村へ、県の方でも取り崩してます。しかし今回はそれがなかったということが含めてですね。それから、新規事業ということで今回、地域密着型老人介護施設の計画も今回入れてます。こういう関係でのところが増えている要因にはなっていると思います。

それからもう一つは、第6期介護保険料引き上げの要因としましては、いわゆる第1号被保険者の負担割合の増加ということで、国の方でこれまでの21%を22%に改正しているということ。これによる影響額というのも345円ということになっていますし、それから、それこそ介護給付費等の増加ということで、高齢化の進行、それから認定者の増加、こうしたところでのいわゆる給付費の増加という分で17億円ほど見なきゃいけないということでの今回の保険料算定になったということで、ご理解をいただければと思います。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第6期の介護保険事業計画に基づくということですが、先般この定例会における事前の全員協議会等、当局から受けたわけですが、この辺のところの話については一切なく、今日この机の上に朝上がって、その前に今年度予算並びに介護保険の予算書等は来てますけれども、少し後先、先にこの計画があって説明を受けて、それでこれを了とした場合に初めて、どのくらいかかるといってこの改定をする。・・・・・・・・・・・・・・・・

・介護保険料を支払う方並びに介護を受ける方、それから事業者等のバランスを取ろうとする、いろいろ当局の思案が見え見えするわけですが、その辺のいきさつがあまりにもこう、少し説明不足といいますか、理解をさせる努力の不足というか、が感じられるので、その辺のところについて、部長というよりも当局のこの判断をつまびらかにひとつ、委員会で聞くよりはこの場がよいと思って質問します。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 私、担当部長として、これまでの経緯等含めて説明をさせていただきます。

ここまで来る分に、それこそ各種の委員会、地域密着型サービス委員会なり、介護保険計画策定委員会、こうしたもの、いわゆる計画策定にあたっては、それこそ3回からの会議を開催してきましたし、また、それぞれに地域密着型の関係の委員会、そして最終的に介護運営協議会の方の諮問という、こういう形を取ってきました。ここに至ってやはりぎりぎりの線でここまで来たということで、大変こう、資料の部分に関しては、資料提示の計画提示の関係では、今日急きょという形になりますけれども、議案の中でいろいろご検討していただければ大変ありがたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 部長、そうおっしゃることについては理解はできるわけですが、市長のお考えを少しお聞きしたいと思います。というのは、やはり何ていうかね、先にもう決めて、後からそれを添付すると、このやり方がずっと続いているわけで、よく理解されないままに議会の議決を求めるといってのことですので、その辺のことをどうふうに考えておられるか、お願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局の方、答弁できますか。石川市長。

○市長（石川光男） 資料の提出について今日やったと。それは前に事前にやるべきだと

思って反省しています。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 市長が反省するということですが、常任委員会に付託されま
すけれども、もっと内容を詰めていきたいと思います。宜しくお願いします。

以上で終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 3年に一回の改正と。その背景には、潟上市の施設が増えてきてお
ると。当然利用者も増えると。そして介護の負担額もアップしてきたから、それを負担
願うという流れだと思います。1号、2号ということで、その割合も変化してきたと。
それはそれでいいのですが、今、部長の方から5回ぐらいね、審議委員会等々、何回か
まず協議を重ねてきたと。今ここにたまたまね、資料の一番最後に、その委員のメン
バー等が載っています。恐らくこれ見ますとね、議会の代表、所管の委員長もおります
し、それから学識経験者として所管の委員長も出ていますし、それから各施設をいわゆ
る経営している院長クラス、それから役所のOB、今まずね、施設に勤めてる方等々お
りますが、やはり問題は、この介護制度というものができてからしばらくは下がりますが、
下がることはあり得ないと。もう年々上がっていくと。まさに右肩上がりというか、う
なぎ登りというかね、やはりこういう事業というものが果たして、どこら辺までが、そ
の1号者であれ2号者であれ負担の限界なのかということをやはりきちんとね、中長期
的に行政としてもやはり一つの目標なり数値的なものを定めていかないと、はっきり言
えば、これ税金と同じですよ。納めないわけにもいかないし。ただ一方においては介
護者が増えてくるという、ずれもあるわけですが、ただし、行くに任せるんじや
なくして、やはり行政としてはここが一つのぎりぎりのラインだよということを定め、
そして逆算してくると。国の法律改正等々もあるんでしょうけれども、そうしていかな
いと、今、先ほど以来の議論が出てくるだろうと。これやはり負担する側からいきます
と、千円といえども大変なわけでありまして、月額ね、千幾らで。だからそこら辺をや
はり一つの方針としてきちっとやはり、潟上は潟上流の方針をやはり持ち合わせていく
べきじゃないかなと思います。わけても2年後にこれが実施されると。27年からね、2
年間の、こさ書いてねがったか。平成29年の9月の31日と、云々ってことは、これ違
うか。でしょう。んだか。行われると。一方において、ご案内のとおり国の措置費が、こ
れ絡みあるのかなのか、直接ね、わかりませんが、施設全体に対するいわゆる

社会福祉費のやはり、あまりの膨大な傾向のもので、国そのものはそれをもうカットして、ある程度、支出に対する措置費をもうカットした、2.何%ですか、2種類ぐらいあるんで、そういうことも出てきてる。ですから、私どもこう、よくこの内容を分からない立場からいくと、国の措置費、国からは措置費が切られちゃう。その部分を我々地方が負担を強いてくると。例えば2.5のものが2.5のやつ、少なくとも1.幾らでもね。だからそういう構造になると、ますますこの地域にさまざまな問題が起きてくると。先ほど来、やはり、大変厳しい、生活も厳しい層が更なる負担を強いられるとなれば、まさに大きな問題として、社会問題としてこれから惹起してくるんじゃないかなと思いますけれども、その国の措置費の減額、そして今回はこのアップする措置等々の絡み、そしてまた、潟上はどの程度まで天井と見てるのか、そこらの見通し等々についてひとつご説明いただければありがたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 2番堀井議員にお答えします。

まずはじめにお断りしておきますけども、保険料については27年4月からの適用になります。29年3月31日というのは、いわゆる新しい地域支援総合事業、この実施については2年遅れの29年からスタートするという事です。なぜそうだかといいますと、そのための準備期間というものが必要だということをお話させていただきました。

保険料の関係なんですけども、この介護保険制度がスタートして、いわゆるその特別会計というもののの中で運営されてきているわけです。この負担については、被保険者、それから国・県、それぞれが負担をし合ってこの事業を運営していくというのが基本になっているわけですので、そういう意味ではこの線は現段階では崩してはいけないものだという事で、国の方でも言われてます。ただ、今回も介護報酬については2.27%の引き下げを行いました。これは、いわゆる国の方でも、いわゆる被保険者に対してのいわゆる負担の軽減というものを事業所の方に求めていくような、そういう流れであります。ただしかしながら、全体的には21%の負担の部分を22%にするということは、国もまたその部分では負担も強いているということでありまして、その介護保険が3年ごとに引き上がっていくというこの状況をどういうふうに考えるかと。その対応についてどうするのかということなんですけども、私どももこれまでも取り組んできました、いわゆる介護予防事業、いわゆるそのチェックリストを用いて、介護に至った人、あるいは介護に至る前の人、いわゆるその介護予防事業というものをいわゆる毎日のように

実施してきたわけですが、で、29年の4月からいわゆる2年後の事業というのは、いわゆるそういうその地域にこれまでのいわゆる介護給付費で対応してたものをいわゆる一般事業として市町村の独自事業としてやってほしいというそういうことでありまして、いくらかでも市町村がそれぞれの独自性を出しながら、いかにして介護予防を進めていくのか、そのためのいわゆる準備を営々と進めてほしいというのが国の流れであります。その事業の一つとして、国の方ではそれこそ介護特別養護老人ホームについては、これまで介護の1・2でも特別な方については入っていたんですけども、3以上からいわゆるその入所ということにしていますし、また、その負担に関してもいわゆる9段階で、基本的には低所得者の方には薄くして、そして9段階にしたという高所得者に対しては負担を厚くしていくと、そこで相殺をしていくという、そういう考え方のようです。

介護予防という部分の中で地域がお互いに支え合って予防事業を進めていく、ボランティアもしたり、我々、この後、2025年問題ということで団塊の世代がいわゆる75歳に入っていくという状態のときに、施設がいわゆる、入っていく施設がないという、こういう状況も垣間見れるということですし、そういう意味でも地域の中でお互いが介護に至らない態勢づくりを進めていく。そのための支援事業として、通所介護なり、あるいは訪問介護というものを、それぞれの、今までは介護でやったものを地域の方の地域支援事業としてやってほしい、こういう考え方をしています。いずれその予防というものを最善の策として国が打ち出しているということ、私どもそれに則ってやっていくということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） かなり専門的なことなんで、今、鈴木部長から説明いただいて、理解できるどころと、あれ、どうなのかなというところ多数ありますけれども、端的な質問もう一回しますけれども、事業の計画策定委員会というもの、それから保険のいわゆる運営協議会というもの、2つ存在するわけですね。この見方によっては、皆当事者というかね、施設の代表者が主で、例えば議会の社会厚生常任委員長が両方の方の委員長なっていると、会長になつてるということで、これはこういう一つの議を経ながら、具体的にはこういう条例案というものが出てくると予測するに、当然そうだと思いますけれども、その事業計画の策定委員会、あるいはまた運営協議会の委員、あるいはまた組織というのは、これ法律で定められておるのかなと思うのですが、だとすれば、それを前提とするならば、このメンバーというのが何を基準にして指名をし、あるいは

またお願いしてるのかなど。だぶってるメンバーもあるしね。だから、ここら辺やはりどういう背景があるのか。実際ですね、やはりこういう計画の策定委員会、あるいはまた運営の協議会等々において、こういうふうな介護料の決定に至るまでどういう議論されて、そしてここにたどり着いたのかということも、もしその許すものであれば少し説明いただければ我々も納得できるのかなと思いますので、ひとつ宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 委員会については、法律に定められた委員会です。メンバーについては、それこそ市民代表、学識経験、事業者ということで、事業の部分に関しては、やはりその専門性を必要とすること、現場に即しての声なりそうしたものも参酌しながらトータル的に計画をまとめ上げていくという考え方ですので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今直接の問いではありませんが、乱暴な言い方をすると語弊ありますが、俗に言う介護保険料が高いということになると、その地域の施設、施設が充実といますか、数多くあると介護保険料が跳ね上がるということも事実であります。我々はもう何年も前から県の方へ、居宅型についてはもう、我々市町村はだめです。県の許可なんです。それは、我々は潟上、天王町から、もういいんだというようなことを言っても県の権限ですので、最近やっとか県の方でも市の意見を聞くというような段階まできてます。ですから、さっき2番さんは歯止めがないということもおっしゃりました。事実そういうことになると、施設が増えてくると利用者が多いからかかっていくという現実もあるということをご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。11番。

○11番（戸田俊樹） 先ほどの私の発言の中で、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ました。その部分については削除願います。

○議長（伊藤榮悦） はい。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

今11時56分ぐらいですが、お諮りします。これをもって1時30分まで暫時休憩したい

と思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) じゃあ、暫時休憩致します。

午前 11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(伊藤榮悦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第11号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第12号 潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例(案)について 及び 日程第16、議案第13号 潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例(案)について】

○議長(伊藤榮悦) 日程第15、議案第12号、潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例(案)について及び日程第16、議案第13号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例(案)についてを一括議題とします。

議案第12号及び議案第13号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長(菅原 一) それでは、提出議案書の54ページをお開き願います。

議案第12号、潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法第59条第1項第10号の規定により新たに創設される一時預かり事業を、潟上市立幼稚園及び潟上市立認定こども園において実施するため、条例の関係部分を改正するものであります。

55ページをお願い致します。

条例の一部を改正する条例（案）です。

潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

題名を潟上市立幼稚園等預かり保育料徴収条例とし、第1条中「潟上市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）」を「潟上市立幼稚園及び潟上市立認定こども園（以下「幼稚園等」という。）」に改めるものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の76ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参考ください。

続きまして、提出議案書の56ページをお開き願います。

議案第13号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例（案）について。

潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男です。

提案理由でございますけれども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、潟上市立認定こども園に関する条例の全部を改正するものであります。

57ページをお開き願います。

潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例（案）

第1条は、この条例の趣旨です。

第2条は、幼保連携型認定こども園の設置についての規定をしております。幼保連携型認定こども園と致しまして、潟上市立若竹幼児教育センターと潟上市立出戸こども園を設置するものでございます。

第3条は入所児童について、第4条は保育料についてを規定しております。保育料は、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に定めるところに

よるとしております。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則の第2項、潟上市立保育所条例の一部改正及び第3項、潟上市立幼稚園条例の一部改正につきましては、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の全部改正に伴う一部改正であります。

参考資料の78ページ・79ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参考ください。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第12号、潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第13号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第17、議案第14号 潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第17、議案第14号、潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の59ページをお願い致します。

議案第14号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市火入れに関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、

法律の題名を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

今回の条例案の一部改正につきましては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、いわゆる鳥獣保護法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるとともに、その目的に「鳥獣の管理」を加えることに伴う条例改正でございます。

内容についてご説明申し上げます。60ページと、参考資料の80ページから82ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）

改正の内容につきましては、様式第2号（第4条関係）の火入許可書の備考1中、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、改正の鳥獣保護法が平成26年5月30日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されますので、最終日の平成27年5月29日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第18、議案第15号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第18、議案第15号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） 議案書の61ページをお願いします。

議案第15号、本案は潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市下水道条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

提案理由は、下水道法施行令の一部改正に伴い、下水道に排除される排水に係るカドミウムの基準値を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

次の62ページをお願いします。

潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）

潟上市下水道条例の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「0.1ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

なお、参考資料の84ページの新旧対照表に記載しておりますので、ご参照ください。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第19、議案第16号 潟上市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第19、議案第16号、潟上市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案書の63ページをお開き願います。

議案第16号、潟上市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例（案）について。

潟上市地域審議会の設置に関する条例を次のように廃止するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地域審議会の設置期間が平成27年3月31日で終了するため、条例を廃止するものであります。

附則と致しまして、この条例は平成27年4月1日から施行致します。

これで説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第20、議案第17号 潟上市保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第20、議案第17号、潟上市保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） 提出議案の65ページをお開き願います。

議案第17号、潟上市保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）について。

潟上市保育の実施に関する条例を次のように廃止するものとする。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法施行規則第1条において、保育の実施基準が定められたことに伴い、条例を廃止するものであります。

66ページをお願い致します。

潟上市保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）

潟上市保育の実施に関する条例は、廃止する。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第21、議案第18号 潟上市地域防災計画の見直し（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第21、議案第18号、潟上市地域防災計画の見直し（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 議案書の67ページをお願い致します。

議案第18号、潟上市地域防災計画の見直し（案）について。

潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第3条の規定により、別冊の潟上市地域防災計画（案）について、議会の議決を求めるものであります。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

現行の潟上市地域防災計画は平成19年3月に策定しておりますが、その後、国の中央防災会議では東日本大震災を教訓として最大クラスの地震・津波を想定に掲げ、災害対策基本法の改正や防災基本計画が見直しされ、それを踏まえて秋田県地域防災計画の見

直しが実施されました。以上を踏まえ、潟上市の地域防災計画の見直しは、昨年度の防災会議において承認を得た計画見直しに関する基本方針に基づき、県計画に準拠して本市の地域防災計画の見直しに取り組んでまいりました。庁内での素案づくりに始まり、庁内会議、潟上市防災会議、パブリックコメントを実施し、防災会議委員からの意見・提案、市民からの意見募集を反映したもので計画案をまとめ、その後開催した防災会議において承認を得たものであります。

見直しの視点については、先にお配りした潟上市地域防災計画見直し（案）概要にあるように、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化と、大規模広域災害時における災害者対応等の強化、それに最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しを3つの柱として定め、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的評価としては、津波災害対策編の新設、津波災害の軽減、地震被害の軽減など8項目を、大規模広域災害時における被災者対応等の強化として、広域防災拠点等の整備、人的支援体制の整備など6項目を、最近の災害を踏まえた防災対策の見直しについては、風水害・雪害等の対策や避難行動要支援者対策など、その3項目をそれぞれ新設あるいは拡充の見直しをしております。

見直し案は、総則、一般災害対策、地震災害対策、津波災害対策、災害復旧計画の5編と関係資料から構成されておりますが、本計画は災害時の行動の大綱を定めたものであり、いざ災害発生となった場合に、いかに迅速で正確な応急対策が講じられるかで被害が最小限となる減災につながるものと考えます。今後は、個別計画、個別マニュアルの策定を急ぎ、より具体的な行動・訓練が行える体制を整備して、緊急時・災害時に備えてまいりたいと考えます。

以上が潟上市地域防災計画の見直し（案）の概要でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第18号、潟上市地域防災計画の見直し（案）については、原案どおり可決されました。

【日程第22、議案第19号 潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について及び 日程第23、議案第20号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第22、議案第19号、潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について及び日程第23、議案第20号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

議案第19号及び議案第20号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。
鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 議案書の68ページをお願いします。

議案第19号、潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男です。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市飯田川社会福祉会館

2 指定管理者となる団体

潟上市飯田川和田妹川字千刈8番地2

社会福祉法人 潟上市社会福祉協議会

会長 石川久悦

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで3年間

なお、指定管理者となる社会福祉法人潟上市社会福祉協議会の概要は、参考資料の86ページに記載のとおりであります。

続いて、議案第20号、議案書69ページです。

潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

平成27年 2月24日提出 潟上市長 石川光男

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館

2 指定管理者となる団体

社会福祉法人 潟上市社会福祉協議会

会長 石川久悦

3 指定の期間

平成27年 4月1日から平成30年 3月31日まで 3年間

なお、指定管理者となる社会福祉法人潟上市社会福祉協議会の概要は、同じく86ページに記載のとおりであります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 議案第19号、潟上市飯田川社会福社会館の指定管理者の指定について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） このたび新たに2つの施設が指定管理になるわけですが、今までこの施設は誰がどういう形で管理したものでですか。そして、その管理運営に係る経費というのはどれくらいであったでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 3番佐々木議員にお答えします。

これまでも指定管理については、社会福祉協議会の方に委託をして指定管理しております。経費については、創作館合わせて161万円、このぐらいになります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第20号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第24、議案第21号 平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について から 日程第33、議案第30号 平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第24、議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてから日程第33、議案第30号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第21号から議案第30号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の70ページをお開き願います。

議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）から議案第30号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）までの補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第7号）の1ページをお開き願います。

議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,322万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億2,028万9,000円とするものでございます。

6ページをお願い致します。

第2表繰越明許費補正についてご説明申し上げます。

2款7項地域住民生活等緊急支援交付金事業費は、今回補正計上致します地方創生事業で1,283万6,000円、観光客誘致事業で4,200万円、共通商品券事業で8,174万2,000円でございます。

6款1項農業費は、農業基盤整備事業で590万円。

8款2項道路橋梁費は、道路整備事業分で7,200万円。3項河川砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業で100万6,000円でございます。

9款1項消防費は、防災行政無線整備事業で7,540万円でございます。

次に、第3表債務負担行為補正について申し上げます。

債務負担行為の追加でございますが、緊急農業経営支援資金利子補給費補助金は、平成27年度から32年度までの期間で限度額19万7,000円でございます。

続いて、債務負担行為の変更でございますが、大清水下谷地線整備事業の限度額を700万円から6,300万円に変更するものでございます。

7ページをお願い致します。

第4表地方債補正について申し上げます。

農業基盤整備事業は2,300万円に減額、道路整備事業は2億8,020万円に減額、防災行政無線整備事業は7,140万円に減額、防災基盤整備事業は720万円に減額、災害復旧事業は560万円にそれぞれ減額するものでございます。

次に、10ページをお願い致します。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

6款1項1目地方消費税交付金は6,900万円の減額でございます。

9款1項1目地方交付税は8,080万7,000円の追加で、普通交付税でございます。国の補正予算による調整額の復活分671万8,000円と、交付決定額と予算計上済額の差額を計上するもので、補正後の予算額は60億4,716万7,000円でございます。

13款2項1目民生費国庫補助金は6,949万2,000円の減額でございます。子育て世帯特例給付費補助金と臨時福祉給付費補助金で、実績見込みによるものでございます。7目総務費国庫補助金は1億3,264万4,000円の追加で、地域住民生活等緊急支援交付金でございます。国の補正予算によるもので、地方創生先行型5,090万2,000円と地域消費喚起型8,174万2,000円でございます。

次に、11ページをお願い致します。

14款2項4目農林水産業費県補助金のうち青年就農給付金525万円の追加は、国の補正予算によるものでございます。

12ページをお願い致します。

16款1項1目寄附金は665万円の追加で、ふるさと応援寄附金でございます。

18款1項1目繰越金は2億1,182万円で、前年度繰越金でございます。

20款1項市債は9,640万円の減額で、主なものは、3目農林水産業債の農業基盤整備事業債（公共事業等債）6,560万円の減額でございます。

続いて、歳出予算について主なものを申し上げます。

13ページであります。2款1項20目基金費は1億1,200万3,000円の追加で、主なものは、ふるさと応援基金積立金696万5,000円と財政調整基金積立金1億393万8,000円でございます。

14ページをお願い致します。

2款7項地域住民生活等緊急支援交付金事業費は、国の補正予算によるものでございます。1目地方創生事業費1,283万6,000円は、地方版人口ビジョンの策定にあたって必要となる若者の結婚に関するニーズ調査や、地方版総合戦略の策定などを行うものでございます。2目観光客誘致事業費の4,200万円は、観光振興として「道の駅」を改修し、観光客の誘致を図るものでございます。

15ページをお願い致します。

3目共通商品券事業費8,174万2,000円は、プレミアム付き商品券を発行するもので、市商工会で実施している商品券発行事業を拡充し、今回に限り3億円の発行額で2割のプレミアム分を上乗せするものでございます。

これらの地域住民生活等緊急支援交付金事業につきましては、27年度へ繰り越して実施するものでございます。

3款1項2目障害者福祉費は1,683万3,000円の追加で、主なものは、介護給付費・訓練等給付費1,214万円で、障害者サービス利用料の増加によるものでございます。10目臨時福祉給付費は6,726万5,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

16ページであります。3款3項2目扶助費は536万5,000円の追加で、生活保護費の実績見込みによる減額と、国庫負担金の確定により精算を行うものでございます。

17ページをお願い致します。

6款1項3目農業振興費は288万2,000円の減額でございますが、青年就農給付金525万円を計上しております。これは国の補正予算によるもので、27年度上半期分を前倒しで支給するものでございます。

18ページであります。4目農地費のうち県営土地改良事業負担金は8,089万円の減額でございます。事業の精算による減額と、国の補正予算による豊川地区農業基盤整備事業500万円で、27年度へ繰り越して実施するものでございます。

8款2項2目道路新設改良費は8,029万9,000円の減額で、社会資本整備総合交付金事業の精算によるものでございます。

19ページをお願い致します。

10款2項2目教育振興費は1,075万3,000円の追加で、平成27年度の教科書改訂による教科書指導書を購入するものでございます。

12款1項1目元金は1億4,264万5,000円の追加で、金利の高い市債6件分を繰上償還するものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱であります。

続きまして、議案書の方、議案書の71ページをお願い致します。

議案第22号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

別冊の補正予算書、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第22号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,088万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,835万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、実績見込みにより歳入歳出全般にわたり見直しをし、保険給付費を減額するほか、国・県支出金の確定により精算を行うものでございます。

次に、議案書の72ページをお願い致します。

議案第23号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第23号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,771万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、実績見込みにより秋田県後期高齢者医療広域連合負担金を減額するものでございます。

次に、議案書の73ページをお願い致します。

議案第24号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第24号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,233万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、介護認定審査会負担金の確定に伴う減額でございます。

次に、議案書の74ページをお願い致します。

議案第25号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第25号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億237万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、消費税額の確定に伴う消費税の減額でございます。

次に、議案書の75ページをお願い致します。

議案第26号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページ

をお願い致します。

議案第26号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,720万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億750万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、流域下水道事業負担金の確定に伴う減額と、消費税額の確定に伴う消費税の減額でございます。

次に、議案書の76ページをお願い致します。

議案第27号、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第27号、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,044万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、財政調整基金利子を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の77ページをお願い致します。

議案第28号、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第28号、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の78ページをお願い致します。

議案第29号、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）に

ついて。

別冊のとおり。

平成27年 2月24日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第29号、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の79ページをお願い致します。

議案第30号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年 2月24日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第30号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

これで説明を終わります。

- 議長（伊藤榮悦） 議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番。
- 6番（藤原幸雄） 1点だけお伺いします。一般会計の一番最後の12款公債費1億4,200万円あまりで繰上償還するわけでございますが、一番高いところの利息というのは大抵現在でどのぐらいなのか。

それから、これは毎年行っております、大変ありがたいと思いますが、これは年次計画とかそれぞれあつての計画をやっているのか、あるいは、その年次年次計画、何といいますか、お金が若干余裕ついた中で対応してるとは思いますが、その辺のところをお伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 6番藤原議員にお答え致します。

2つほどありましたが、今回繰上償還する物件が6件ほどございますが、その中で一番利率の高い分が、1.6%利率の分が一番高いものでございます。

それから、計画的な繰上償還の執行かというご質問ですけれども、財源に繰上償還できる余裕があった場合に、その中で交付税算入のないものとか利息の高いものとか、そういう優先順位をつけて執行しているものでございます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。2番。

○2番（堀井克見） これ恐らく委員会付託なると思いますので、ちょっと聞きにくいところもあります。総務委員会に来るのかなと思います。付託される前ですので総体的な質疑ということで質問致します。

今回初めて地方創生の予算、歳入で5,000万円ですよね、10ページ、地方創生の先行型という括弧書きした名称のもとに5,000万円と、まあ5,090万円ぐらい来てます。一方、14ページの歳出の方には、今度は地方創生という関連の中で、13節委託料の中で人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務委託料929万2,000円と、その下に結婚云々ということで270万円と、合わせて1,200万円ぐらいついておるわけですが、ここで、その関連の中でですね、総合戦略策定支援の業務委託料というのは、どういう内容、どこへこれ委託しようとしてるのか。先般、あるマスコミの中でもちょっと論じられておりましたけれども、ちょっと言葉悪いのですが、そのときこういう言葉使ってました。「金太郎あめ」のようにしてコンサルタントに依頼をすると。で、コンサルタントが、言ってみれば各自治体のこの総合戦略というものの案を作って、潟上市の方にお返ししてくるということがあってはならないという議論されておりました。当然我が潟上市としては、この地方創生というのは日本創生と絡めてここ当面のもう最大の課題でありますから、潟上の将来の明暗をある程度決めると、人口減という社会の中でね。ですからそういう点からいくと、ちょっときついです。丸投げ、もう白紙委任のようにしてこの戦略をお願いするのか。潟上市としては、こうこうこのポイントできちっとした戦略計画を立ててほしいという形で委託するのか。そういうふうな内容はどのように考えて、そして積算の根拠というのは、九百何十万円というのがありますけれども、どういう根拠に基づくものなのかお知らせしていただければと思います。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 2番堀井議員にお答え致します。

まず、今回の補正のことですけれども、地域住民生活等緊急支援のための交付金というのがございまして、これが大きく2つに分かれています。1つが地域消費喚起生活支援型の関係と、地方創生先行型、その内容が予算にあらわれているものでございます。それから、最後の方でこう、この地方版総合戦略を作る上で「金太郎あめ」ではだめですよというお話は、国の会議でも言われてますし、県の方の会議でも言われてます。今まで何でもかんでもみんな同じ業者、国、全国レベルのそのいろんなこういう企画立案する業者さんであれば、丸投げすれば同じものしか返ってこないし、九州でも東北でも全部同じ回答になるのであれば、地域創生、特徴的なものが全然出ないので、やはり地方のそれぞれのものに合ったものを作らなければいけないということは、全くそういうことを国からも言われてます。ただ、人口減少、今まで人口増加の場合はある程度のこう、自動計算的に今まで何人増えたとかってわかりますが、今度人口減少時代になると、その積算自体が全然今までと違った形になりますので、そういう見地からも、いろいろな、自分たちができないもの、職員あるいは議員の皆さんからもいろいろお知恵を拝借して、いろんなこう骨子を作って、その中で自分たちが策定できないもの、図面とか将来的なアドバイスとかそういうのをいただく、コンサルティング的にお願いする内容として考えております。ですから、「金太郎あめ」は絶対だめだって再三くどくどしく国・県からも言われてますので、そうならないように努めてまいりたいと思っております。

それから、今回1,000万円近くの支出経費の算出根拠でございますが、国の方から、まず1,000万円の枠内ということをやられてますので、その中で支援できるもの、できないもの、仕分けして積算した結果この額を予算化したものでございますので、宜しくお願ひ致します。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 5,000万円の先行型、それから地域消費喚起型の8,100万円と、これを別途事業として商工会とタイアップしながらやっていこうという中で、恐らく組み込まれておるものだと思います。

今、図らずも総務部長がおっしゃいました。石破創生大臣もそういうようなことを再三再四申しております。問題は、北海道から四国、九州、沖縄まで、その地域性というのは当然違うわけですよ。やはり地域の良さ、地域の良さを地域の人の頭で、知恵で

ね、そして考えて、これからの先の時代どうこの地域を活性化させていこうと。活性化するという事は、人口増、あるいはまた最低でも横ばいにしていこうということが、全体が包含されておるわけです。そこで、その専門のコンサルタント会社に依頼することによって、言ってみれば横並びのものが出てくると。事業名は若干違ってても大枠において同じだと。そこでは、今までの地方分権だとか等々、小泉時代からあったのですが、その二の舞になりやしないかということが懸念されてます。したがって、900万円、1,000万円弱のものを、国は1,000万円の以下でやりなさいということでそれに従ったという大枠の予算づけはわかりますけれども、こうなんですよね、今年1年で総合戦略をきちっとして国の方に提示をしていく。そして政策の具現化をし、そして予算を求めていく、いわゆる手上げ方式になっていくわけですが、私はやはりね、スタートはもうここから始まっていかなきゃだめだと。結果的に市役所の職員300有余、正職員で300人ちょっとおるのですが、やはり専門的に果たしてね、この地域、このふるさと潟上の将来のビジョンというものを描く、そこまでに果たしてね、全体の職員の専門的な知見をはじめ、あるのか否かと。で、少なくともコンサルタントに依頼することによって、それをきちっとチェックできるぐらい出てきたものをね、やはり潟上仕様にして、ある程度手直しをかけるぐらい、あるいは要請をしていくぐらいのものがなければ、やはり「金太郎あめ」にはならないと言いつつも、やはりなりかねないというかね、人から指示あったもの、専門のコンサルタントから指示あったものを、言ってみれば潟上がそれを遵守していくと、あるいは実践していくということになりはしないかなと思います。したがって、これは恐らく秋田県25市町村ある中で、言ってみれば知恵比べという競争だと思います。で、こういうこともやりますよね。要するにこれは、その競争に負けたものは、ちょっとこれも言葉きついのですが置き去りにされると。やはり知恵のあるところは勝っていくと。そこでやはり勝ち負けが、わかりやすく言えばね、決まるんだということまで言われてますので、私はこの入り口がやはり非常に重要な意味があると思いますので、国の一つの枠の中でのものやるということと同時に、自分方は何を求めていくのか、そして自分方の本来主体的にどういうこのふるさと潟上を作り上げていくのか、地場産業の活用をしていくのか等々、やはり自らの発想できちっとしていなければ、私は、いいものが出てきても場合によっては消化不良で終わると、あるいは尻切れトンぼで事業が結果的に成就していかないと、最後まで、そういうことになりかねないと思いますが、その点、当然それに留意しながらやってると思いますけども、ご決

意のほどというか、しからばこれ出て、いつ頃まで出てくるのか、そしていつの時点からそれを潟上の政策、あるいは政策の立案、県なり国なりに財政要求という形で進められていくのか、そのビジョンというものがあつたらひとつお聞かせください。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、企画政策課長が答えると言いましたが、先ほどの2番さんのお答えでも「金太郎あめ」ということですが、これは今回は国が本腰を入れて全国一緒モードに取りかかると、重い腰を上げた、今まで失敗の連続でありました。で、今回は地方の知恵比べだということですが、国が示さないで地方から出せとといったって、もうスタッフも財政も、もう容易でないときに出せと言ったって、ちょっと私は無理がある話だと。したがって、いわゆるコンサルに頼まざるを得ないという状況も出てきます。ですから、今どこまでやるかという、国は10月までに出せと、10月までに出せと言うから、県の方では10月にしますということですので、私たちも、再三申し上げておりますが、ない知恵は絞りつつも一生懸命独自性を考慮しながら、県の整合性を合わせた県と並行してその総合戦略を出したいと考えています。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 大体市長の決意というのはおおむね理解できますが、ちょっと蒸し返すようで申しわけありませんが、コンサルタントっていわゆる専門家ですよ、専門の企業なのですが、やはりその専門家の企業が総合戦略という具体的な戦略を描くために、デッサンをするために、やはり潟上から、こういう潟上の内情というのはこうなんですよと、それをベースにして主体的にはこういうことやりたいと思ってるんですよと、それに専門的な知見でもってデッサンをしてもらうというようなやはりプロセスを経なければ、私は将来につながっていかないんじゃないかなということを申し上げてるんであって、そのことに対するご決意はどうですかと。で、市長の答えてる部分までは理解できるのですが、その先までやはり読み切っていないと、コンサルタントいえども潟上が示さないものを絵描けるはずないわけですから、絵描くための基本をどういう形でお示ししていったって、そしてどういうプロセスを経て、最終的には総合戦略がプロから出てくるのかというこの流れをお尋ねをしていると。まあ委員会に付託されると思いますから、その点も含めて、今日は本会議でありますからこの程度でやめますけれども、来週から委員会また始まりますのでそのときにまた懇切丁寧にひとつご答弁いただければと思いますので、宜しくお願い致します。

これで終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

議案第22号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第23号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第24号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第25号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第26号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第27号、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第28号、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第29号、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第30号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第34、議案第31号 平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて から 日程第36、議案第33号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてについて】

○議長（伊藤榮悦） 日程第34、議案第31号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについてから日程第36、議案第33号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてまでを一括議題とします。

議案第31号から議案第33号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の80ページをお願いします。

議案第31号から議案第33号までの平成27年度特別会計への繰り入れについて、一括し

てご説明申し上げます。

議案書の80ページです。

議案第31号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて。

平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成27年度潟上市一般会計から9,318万4,000円以内を繰り入れるものであります。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

続きまして、議案書の81ページをお願い致します。

議案第32号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて。

平成27年度潟上市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成27年度潟上市一般会計から5億7,226万円以内を繰り入れるものであります。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

次に、議案書の82ページでございますが、議案第33号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成27年度潟上市一般会計から474万円以内を繰り入れるものであります。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

これで説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第31号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第32号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 財政法に基づいての繰り入れ、あるいは一般会計からの繰り出しということになると思うわけですが、この下水道について5億7,200万円、この内容についてちょっとお知らせ願いたいと思います。実はいろいろとあると思うのですが、

事業をやっていく上での基準内、基準外それぞれあると思います。その内容について簡単をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） 3番さんにお答え致します。

基準内繰り入れが27年度ベースですね、当初予算のベースですね。3番さん、いいですか。

○3番（佐々木嘉一） はい。

○水道局長（鈴木利美） 基準内が4億5,759万4,000円、それから基準外が1億1,466万6,000円となっております。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） ちょっとそうすれば、基準外1億1,400万円、その内容はどのようなものでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 水道局長。

○水道局長（鈴木利美） 3番さんにお答え致します。

一番大きなものは維持管理費です。県に払う使用料が主なものです。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 県に支払う使用料というのは、恐らく流域下水道の負担金、維持管理費の負担金だと思うのですが、例えば、私ちょっと今懸念してるのは、下水道の場合、水道の水が下水を通して入るのだけ水道水で換算すると思うのですが、その場合、やはり料金で取ってるやつと維持管理費で払う量というのは、恐らく合わない。その分について、合わない部分というのはどっちかということ水道管に入ってくる水だとか、その他のやはり合わない部分、いわゆる基準外、そういうものがあるのかなというようなことで考えました。ですから、その合わない部分というのは、恐らく1億1,400万円というのは多分料金で回収できない部分ではないのかなというようなことなので、その内容をひとつお知らせ願いたいということです。お願いします。

○議長（伊藤榮悦） 水道局長。

○水道局長（鈴木利美） 3番さんにお答え致します。

多分、不明水のことをおっしゃってるかと思いますが、下水道の不明水というのは1割、10%があるということは、必ずというわけじゃないんですけども、それくらいはありますよということで、今大体12、3%が不明水として処理されております。そ

の金額の中に含まれてるということでもあります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第33号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

暫時休憩します。2時50分まで休憩します。

午後 2時40分 休憩

.....
午後 2時50分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第37、議案第34号 平成27年度潟上市一般会計予算（案）について から
日程第48、議案第45号 平成27年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第37、議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算（案）についてから日程第48、議案第45号、平成27年度潟上市水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

議案第34号から議案第45号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、平成27年度潟上市予算の大綱について申し上げます。

本日お持ちいただきました別冊の平成27年度潟上市予算概要、これありますが、これの1ページから5ページまでの内容によってご説明させていただきます。

はじめに、議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。予算概要の1ページをお開き願います。

平成27年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ145億6,400万円で、前年度予算比40億9,600万円、22.0%の減でございます。

はじめに、歳入について申し上げます。

市税は24億7,879万4,000円で、前年度比964万3,000円、0.4%減でございます。

地方交付税は63億1,313万6,000円で、前年度比6,565万6,000円、1.1%増でございます。

国庫支出金は17億6,272万9,000円で、前年度比69万7,000円の増と、ほぼ同額でございます。

県支出金は8億6,760万7,000円で、前年度比1億2,656万5,000円、17.1%増でございます。

繰入金は2億4,763万9,000円で、前年度比51万6,000円の減と、ほぼ同額でございます。

繰越金は4億1,000万円で、前年度比1億1,000万円、36.7%増でございます。

市債は14億8,920万円で、前年度比43億2,600万円、74.4%減でございます。

2ページであります。これらの歳入のうち、自主財源は24.9%の36億4,032万8,000円、依存財源は75.1%の109億2,367万2,000円でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

議会費は2億1,096万円で、前年度比2,059万5,000円、8.9%減でございます。

総務費は19億9,022万6,000円で、前年度比46億4,170万5,000円、70.0%減でございます。主な事業につきましては、妹川浜集会所整備事業3,348万5,000円、大久保駅舎整備事業1億1,723万6,000円、羽後飯塚駅舎整備事業、これは実施設計でありまして561万6,000円、市制施行10周年記念及び新庁舎竣工式典979万9,000円、マイタウンバス購入2,008万8,000円、地域公共交通網形成計画策定事業1,520万7,000円、平成27年4月29日任期満了を迎えます県議会議員選挙の実施1,239万7,000円、平成27年5月25日任期満了を迎えます天王土地改良区総代選挙の実施64万8,000円、ふるさと納税推進事業28万6,000円、市役所庁舎整備事業1億1,930万円でございます。

民生費は49億9,215万1,000円で、前年度比4,634万7,000円、0.9%増でございます。

主な事業につきましては、生活困窮者自立支援事業393万9,000円、臨時福祉給付金4,800万円、子育て世帯臨時特例給付金1,260万円、児童扶養手当給付費1億9,999万2,000円、3ページであります。児童手当給付費4億7,460万円、生活保護給付費8億6,428万3,000円でございます。

衛生費は9億3,061万3,000円で、前年度比3,351万1,000円、3.7%増でございます。

主な事業につきましては、救急医療等支援事業費補助金2,005万8,000円、成人保健事業8,568万3,000円、このうちピロリ菌検査は県内初となるものでありますが、30歳以上の方を対象とするもので、129万6,000円、感染症予防事業6,861万6,000円、不育症及び不妊治療費助成事業248万4,000円、空き家解体費補助金120万円でございます。

労働費は648万5,000円で、前年度比13万5,000円、2.0%減でございます。

農林水産業費は5億306万円で、前年度比2,598万3,000円、5.4%増でございます。主な事業につきましては、多面的機能支払交付金事業1億2,752万4,000円、水産物供給基盤機能保全事業7,100万円でございます。

商工費は2億4,301万1,000円で、前年度比1億5,326万3,000円、38.7%減でございます。主な事業につきましては、レストラン花の大地照明更新工事1,019万6,000円、地域活性化イベント事業、これはグリーンランドまつりでありまして、1,725万5,000円、観光パフレット作成事業270万円でございます。

土木費は15億1,596万9,000円で、前年度比7,017万円、4.9%増でございます。主な事業につきましては、天王大久保線舗装補修事業2,900万円、沖田台橋補修事業2,050万円、松渕橋補修事業2,150万円、昭寿苑から出戸新町へ抜ける道路新設現地調査事業100万円、4ページであります。新庁舎周辺道路整備事業5,400万円、大豊小学校線改良事業1億4,200万円、大清水下谷地線改良事業7,600万円、除雪関連経費1億2,110万円、住宅リフォーム補助事業3,900万円、市営住宅改修事業、これは新関団地でありまして、592万1,000円でございます。

消防費は10億3,767万4,000円で、前年度比1億1,204万4,000円、12.1%増でございます。主な事業につきましては、消防積載車ポンプ更新事業1,260万円、防災行政無線デジタル化事業1億9,651万円、避難誘導用ソーラー街路灯設置事業320万8,000円でございます。

教育費は15億9,926万9,000円で、前年度比4億6,498万3,000円、41.0%増でございます。主な事業につきましては、石川理紀之助翁生誕170年・没後100年記念事業313万円、元木山陸上競技場公認更新整備事業1,042万4,000円、羽城中学校大規模改修事業4億3,001万3,000円、飯田川小学校大規模改修事業、これは実施設計でありまして、1,576万8,000円でございます。

災害復旧費は300万円で、前年度比2,065万5,000円、87.3%減でございます。

公債費は15億1,658万2,000円で、前年度比1,268万5,000円、0.8%減でございます。

また、歳出における性質別の内訳では、義務的経費は70億3,795万4,000円です。このうち人件費は29億7,180万8,000円で、前年度比8,753万6,000円、3.0%増でございます。扶助費は25億4,956万4,000円で、前年度比3,506万4,000円、1.4%増でございます。公債費は15億1,658万2,000円でございます。

普通建設事業費は17億9,155万3,000円で、前年度比37億3,618万3,000円、67.6%減でございます。主な要因につきましては、市役所庁舎整備事業がおおむね終了したことによるものでございます。

5ページをご覧ください。

物件費は19億253万4,000円で、前年度比2億6,433万9,000円、16.1%増でございます。維持補修費は2億4,679万2,000円で、前年度比727万5,000円、3.0%増でございます。補助費等は15億3,513万2,000円で、前年度比2,954万7,000円、2.0%増でございます。特別会計に対する繰出金は19億5,203万4,000円で、前年度比7,796万2,000円、4.2%増でございます。

平成27年度一般会計当初予算の大綱は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第35号から議案第45号までの特別会計及び企業会計について申し上げます。

10の特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は106億4,766万8,000円で、前年度と比較すると8億4,294万8,000円、8.6%増でございます。特別会計及び企業会計で実施する主な事業につきましては、介護保険システム改修事業1,217万7,000円、下水道企業会計移行準備事業401万8,000円、蒲沼地区下水道整備事業8,231万9,000円、昭和浄水場非常用発電機設置事業1億7,174万1,000円、鶴沼台浄水場ろ過材更新等事業2,834万7,000円でございます。

以上が平成27年度一般会計及び特別会計等の当初予算の大綱でございます。

○議長（伊藤榮悦） 議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

議案第35号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第36号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第37号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計予算(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第38号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第39号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計予算(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第40号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第41号、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第42号、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第43号、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第44号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第45号、平成27年度潟上市水道事業会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第49、議案第46号 市道路線の認定及び変更について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第49、議案第46号、市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の95ページをお願い致します。

議案第46号についてご説明を申し上げます。

本案は、市道路線の認定及び変更についてでございます。

道路法第8条第1項及び第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び変更する。

認定する路線につきましては、次の12路線です。

次のページをお願い致します。

変更する路線につきましては、次の26路線で、全部で38路線になります。

98ページをお願い致します。

平成27年2月24日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。開発行為等により市に帰属された道路を市道として管理するため、路線を認定及び変更する必要があるもので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

このたび新たに認定する路線は12路線で、それに伴う延長が1,459.2メートルです。また、変更する26路線につきましては、平成26年度に実施した道路改良工事及び側溝改良工事等により、実延長、道路部面積、幅員の変更に伴う路線であり、これに伴う延長は70.8メートルの増となります。このことから、1級市道の延長は6万591メートル、2級市道につきましては4万1,174メートル、その他の市道が30万232メートルとなります。市道の全体延長は40万1,997メートルとなります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 認定する路線が12本と、それから変更する路線が26本と、その延長等については今説明ありました。よくわかったのですが、まず1つ目の質問でありますけれども、条例で定められておる市道認定要件というのは、幅員で何メートルでしょうかという点が1点です。それから、今回この認定する路線を見ますと、広いところは10.1メートル、そして狭いところは3.5メートルとなっておりますけれども、この幅員との兼ね合いから、基本的には条例では何メートルと定められておるのか、そして例えばその定めをクリア、超えておるとするならば、その理由というのは何なのか、ひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 2番堀井議員にお答えを致します。

潟上市の市道認定基準の要綱というのがございます。この中で道路の幅員、道路構造上の幅員というのが、道路の幅員は5メートル以上という形になっております。その中

で、家屋が連担し交通量が多い場合は、交通施設に通じる道路の場合は4メートル以上というような基準が、通常の基準でございます。そのほかに、市長が特に必要と認める場合に限りという場合もございますし、それから、交差点箇所については原則として道路幅員に応じた隅切り等をまず設けるとかという、そういう基準がございます。そういう基準の中で、やはり道路認定をする際には、やはり住民の方々からの寄附等がなければ、当然その路線を寄附をしてもらうというのが前提でございます。今回の部分の幅員の狭いところについては、道路、市道として市として管理をしてあったところが道路の台帳のところに漏れていたという部分が、調査した際にありました。その部分について、今回、今まで市道として管理はしてあったわけですが、その部分が認定として認めて、市道としては行って今までは管理はしてきたわけなんですけれども、その部分が台帳に載っていないという部分がありまして、その部分を今回新たに認定をするという形で今回行った部分でございます。ちなみに、旧町の場合に町道として認定されていたところが、合併当時のときにそれが漏れていたというようなところを調査した際に今回市として認定をしているということで、幅員の狭いところについてはそういうふうな形の道路の箇所ということをご理解いただきたいと思います。

それから、延長につきましては、延長はおおむね40メートル以上というのが通常の、行き止まりの場合につきましては40メートル以上の中で幅員を6メートルに確保しなければならないとか、その基準に応じては回転所を設けなければならないというような基準を設けております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 今、産業建設部長から、幅員のその原則は市道認定の要件というのは5メートルだと。生活道路として活用されてる道路は4メートルと。1メートルですね、圧縮されると、やの話がありました。さらにまた、状況によって例えば漏れておったと、漏れておったものは3.5メートルでも市道に認定すると。それほどこの条例の部分に当てはまってそれが可能なのか。それからもう一つは、3.5メートルと、現状ね、現在、今、部長がおっしゃるような要件を満たしてなくても、やはり生活道路としてそこを使用してるというものがあるとすればですよ、あります、現実には。それが、その今部長がおっしゃったような要件に当てはまらないから、ここはもう少なくとも市道と認定はできないと。しかしながら、潟上市全体見ますと相当ですね、それに漏れているん

だけれども、4メートルにはちょっと届かないんだけどもというたぐいの道路が結構散見されます。そういう方々は何を望んでるかといいますと、どうかひとつ執行者である市長の特段なる判断をいただきながら道路整備をしてほしいと。道路整備をするってことは、側溝も入る、舗装もする、除雪もよくなるということになるわけでありまして、それは市民の立場、目からしますと、条例に基づいて市政運営するというこれは原則でありますけれども、現実には旧町の時代からですね、もう3メートルとか1.何メートルの変更路線見ますとね、それが市道になって、その倍なら倍以上あるものがどうしても受けられないと、認定をね、非常に不公平感を感じるという人もおりますので、そこらですね、市長の認めるのであればそれらもクリアできるということも今部長おっしゃいましたけれども、今後やはり、今、合併10年というひとつの節目を迎えました。で、まさに大きな建物もできたわけでありまして、細に入り微に入り、市民目線ということをお話でも語ってありますが、こういうところにやはり陽を当てていくというのが、やはりその11年目に向かう潟上の姿勢であるべきじゃないかなと。非常に困っている方々も結構おりますので、その点について、今、今日すぐああやるこうやるということではなくして、ひとつの方向づけとしてね、そこらのやはり切なる市民の声というものに応えていく、きめやかな市政ということをお話することはできないでしょうかということをお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 2番さんにお答えを致します。

先ほど言いました認定漏れというものにつきましては、土地が潟上市の所有になっておいて、それが本来認定する、合併時に認定するべきものであったというのが今回の3.5メートルというところで、この中で言う9番目のところ、整理番号が9のところがございます。このところは先ほど言いました、本来市道として認定するべきであったものをしてなかったと。で、やはり道路認定につきましては議会の議決が必要でございますので、本来やるべきものが漏れてあったものを今回かけさせていただいたと。で、そのところで、先ほど言いました市長が特に必要と認めた場合というところがこれに該当するというので、今回行っております。やはり私道につきましてはなかなか厳しい状況がございまして、今、私道につきましても秋田市とか各県内でやはりその補助を出して、その方々から整備をしていただくというところが結構ございます。市と致しましても、それも含めて今現在勉強中でございますので、今後その地権者が私道であった場

合についても、それをやはり舗装したいと、整備をしていきたいというところがあった場合については、各市町村との状況を踏まえまして、やはりそれが市でできるのかできないものかも含めて今後検討させていただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） どうかひとつ、やはり条例に基づきながら行政運営するということは基本中の基本ですから、それはそれで結構だと思います。今部長の説明、縷縷ありました。例えば変更路線なんかも、この幅員、このね、机上の上だけの数字を見て言うのもちょっと乱暴かもしれませんが、広いところではもう30メートル超えてると、狭いところでは2メートル以下だと。これもさまざまな事情の中で、認定あるいはまた変更ということで今市道としてカウントされていくという実態がまたあることも事実。だとするならば、やはり市民の立場から、納税者という立場からいきますと、何で向かいの道路が、何でちょっと先の道路が、自分方より狭いのに市道になってて舗装されてて完備されてるといふ、ひとつ不公平感が出てくるのもまたうなずけるのかなという気がします。ただ今、最終的に部長の答弁の中で、私道であっても他町村等々研究しながら補助金をやって、そして生活の利便に困らないような方途、方策というものを今後研究考えていきたいという、大変前向きな姿勢がありましたので、どうかひとつその方向で市民の切なる願いというものをかなえてやっていただきたいと思います。基本的にはやはり、地域の発展、まちの発展というのは道路からと先人が申しておりますけれども、やはり道路が、自分の家の前の道路がきちっとしないと、やはり文化生活もなじまないということではないかなと思いますので、どうぞひとつ、できる限りスピード感をもってその対応策を示していただければありがたいと思います。具体についてはまた改めてご相談、陳情をしたいと思いますので、宜しくお願い致します。

質問を終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第50、発議第1号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第50、発議第1号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

発議第1号について、提出者の説明を求めます。3番佐々木嘉一議員。

○3番（佐々木嘉一） 発議第1号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

提出者は、私、佐々木嘉一、賛成者は、戸田俊樹議員と小林悟議員の2名であります。

提案理由は、潟上市行政組織条例の一部改正により、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

行政組織条例の一部改正につきましては、市民生活部と福祉保健部を統合し「市民福祉部」が創設されることに伴い、総務文教常任委員会と社会厚生常任委員会の所管を変更するものであります。

改正内容は、条例第2条第2項第1号総務文教常任委員会の所管の「福祉保健部」を「市民福祉部」に、同項第2号の社会厚生常任委員会の所管を「市民福祉部に属する事項（幼児教育課に関する事項を除く。）」に改めるものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正につきましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことが主な内容で、同法附則第6条で地方自治法第121条第1項中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改められました。

改正内容は、条例第21条（出席説明の要求）中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

なお、附則第2項として、改正法の施行期日である平成27年4月1日に在職する教育長に関する経過措置を規定しております。

改正法附則第2条の規定により、現行法に基づく教育長（旧教育長）は、施行日以後であっても、教育委員会の委員としての任期が満了するまでの間は、在職するものとしております。この場合において、当該経過措置の適用期間中は、改正法附則第2条第1項の規定により、第21条の改正規定は、旧教育長が在職中に限り「教育委員会の委員長」という改正前の規定がなお効力を有することになります。

以上であります。ちなみに現教育長の任期は平成29年6月27日までです。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、発議第1号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）については、原案のとおり可決されました。

【日程第51、請願第1号 T P P 交渉に関する請願 から 日程第59、陳情第5号 沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める陳情書】

○議長（伊藤榮悦） 日程第51、請願第1号、T P P 交渉に関する請願から日程第59、陳情第5号、沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める陳情書までを一括議題とします。

請願第1号から陳情第5号までは、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号から陳情第5号までは、請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、2月26日、木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でした。

午後 3時27分 散会

平成27年第1回潟上市議会定例会会議録【附属資料】

発言の取り消し

○発言の取り消しがあったもの

- ・ 33 ページ 30 行目から 34 ページ 1 行目まで
- ・ 34 ページ 6 行目から 7 行目まで
- ・ 38 ページ 23 行目から 24 行目まで

(発言議員が発言の取消し申し出をして許可された発言)